

岩手県告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営満倉地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成23年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市水沢区佐倉河字西田中	83番	田	田	509	495
奥州市水沢区佐倉河字中ノ目	91番	〃	〃	1,028	495
奥州市水沢区佐倉河字大足路	60番	〃	〃	826	502
〃	117番	〃	〃	733	398
奥州市水沢区佐倉河字半入	144番	〃	〃	1,021	398
奥州市水沢区佐倉河字雲南	59番	〃	〃	829	402
奥州市水沢区佐倉河字水ノ口	77番2	畑	〃	317	297